

福岡県公報

令和7年2月28日
第 575 号

目次

告 示 (第124号 - 第137号)

○情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等	(情報政策課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○保安林指定施業要件の変更通知の掲示	(農山漁村振興課) …………… 4
○保安林指定施業要件の変更通知の掲示	(農山漁村振興課) …………… 4
○保安林指定施業要件の変更通知の掲示	(農山漁村振興課) …………… 5
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 6
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 6
公 告	
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(薬 務 課) …………… 6
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課) …………… 6
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) …………… 7
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) …………… 7
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) …………… 7

○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) …………… 7
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) …………… 7
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 7
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 8
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 8
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 8
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 8
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 9
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 9
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 10
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 10
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 10
公安委員会	
○銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を 改正する規則	(警察本部生活保安課) …………… 10
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課) …………… 11
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課) …………… 11
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課)	…………… 12
○クロスボウの取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開 催	(警察本部生活保安課) …………… 12
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部生活保安課) …………… 13
○猟銃等講習会、クロスボウ講習会及び年少射撃資格講習会に関する 規程の一部を改正する告示	(警察本部生活保安課) …………… 13
○駐車監視員資格者講習の実施について	(警察本部交通指導課) …………… 14

- 意見募集の結果の公示（警察本部生活保安課）……………15
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示（警察本部生活保安課）……………15

再 掲

- 福岡県（警察官A（男子）・警察官A（女性）・警察官A（武道指導）・警察官B（男性）・警察官B（早期採用男性）・警察官B（女性）・警察官B（早期採用女性）・警察官C・警察官社会人経験者A・警察官社会人経験者B）採用試験の施行（人事委員会事務局任用課）……………16

告 示

福岡県告示第124号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公示する。

令和7年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）	第22条第1項	令和7年4月1日	広告景観協定認定申請
福岡県屋外広告物条例施行規則（平成14年福岡県規則第55号）	第14条第1項		
景観法（平成16年法律第110号）	第16条第1項及び第2項	令和7年4月1日	景観計画区域内における行為の届出（新規・変更）
景観法（平成16年法律第110号）	第16条第5項	令和7年4月1日	景観計画区域内における行為の通知（新規・変更）

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）	第28条第2項	令和7年4月1日	営業保証金の不足額の供託の届出
宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）	第15条の4	令和7年4月1日	営業保証金の保管替え等の届出
宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）	第15条の4の2	令和7年4月1日	営業保証金の変換の届出
宅地建物取引業者営業保証金規則（昭和32年法務省・建設省令第1号）	第8条第1項	令和7年4月1日	債権の申出がなかった旨の証明書の交付の請求
宅地建物取引業者営業保証金規則（昭和32年法務省・建設省令第1号）	第8条第2項	令和7年4月1日	債権の総額に関する証明書の交付の請求

- 2 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）	第4条第1項第2号	令和7年4月1日	種畜検査申請
家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）	第24条	令和7年4月1日	家畜人工授精所開設許可申請
家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）	第25条の2第1項	令和7年4月1日	家畜人工授精所開設許可に係る事項変更届出
家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）	第25条の2第2項	令和7年4月1日	家畜人工授精所廃止・休止・再開届出
家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）	第5条	令和7年4月1日	種畜証明書書換交付申請
家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）	第6条第1項	令和7年4月1日	種畜証明書の再交付申請
家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）	第38条第1項	令和7年4月1日	家畜人工授精所開設許可証書換交付申請
家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）	第39条第1項	令和7年4月1日	家畜人工授精所開設許可証再交付申請
麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）	第47条、第48条及び第49条	令和7年4月1日	麻薬年間届
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和37年福岡県規則第29号）	第4条第3項	令和7年4月1日	卸売販売業管理者兼務廃止届

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）	第16条の5第2項	令和7年4月1日	指定試験機関の名称等の変更の届出
宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）	第16条の10第3項	令和7年4月1日	指定試験機関の事業報告書及び収支決算書の提出
宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）	第22条の2第1項	令和7年4月1日	宅地建物取引士証の交付の申請
宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）	第22条の2第8項	令和7年4月1日	禁止期間満了後の宅地建物取引士証の返還の請求
宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）	第74条第4項	令和7年4月1日	宅地建物取引業協会の成立の届出
宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）	第10条の5第7号	令和7年4月1日	登録講習業務の実施基準に係る通知
宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）	第13条の11第1項	令和7年4月1日	試験事務の実施結果の報告
宅地建物取引業者営業保証金規則（昭和32年法務省・建設省令第1号）	第7条第3項	令和7年4月1日	営業保証金の取戻しに係る公告済の届出

福岡県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年2月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米柳川線	三潴郡大木町大字横溝101番1先から 三潴郡大木町大字横溝103番1先まで
		三潴郡大木町大字横溝120番1先から 三潴郡大木町大字横溝123番3先まで

福岡県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年2月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	496号	行橋市泉中央四丁目869番1先から 行橋市泉中央四丁目883番1先まで

福岡県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
直 方	県 道	直 方 水 巻 線	前	直方市大字頓野4136番2先から 直方市大字感田3440番3先まで	11.2 ～ 14.4	361.1
			後	直方市大字頓野4136番2先から 直方市大字感田3440番3先まで	13.7 ～ 19.0	361.1

福岡県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方 県 道		八木山 若 宮 線	前	宮若市下3349番 1 先から 宮若市下3227番 1 先まで	27.0 ～ 37.6	136.3
			後	宮若市下3349番 1 先から 宮若市下3227番 1 先まで	27.0 ～ 73.0	136.3

福岡県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 国 道	500号		前	朝倉郡東峰村大字小石原1677番 1 先から 朝倉郡東峰村大字小石原1744番 1 先まで	9.8 ～ 34.2	960.0
			前	朝倉郡東峰村大字小石原1677番 1 先から 朝倉郡東峰村大字小石原1744番 1 先まで	7.2 ～ 40.4	909.0
			後	朝倉郡東峰村大字小石原1677番 1 先から 朝倉郡東峰村大字小石原1744番 1 先まで	9.8 ～ 42.4	960.0
			後	朝倉郡東峰村大字小石原1677番 1 先から 朝倉郡東峰村大字小石原1744番 1 先まで	7.2 ～ 42.4	909.0

福岡県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 2 月 28 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧

に供する。

令和 7 年 2 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	500号	朝倉郡東峰村大字小石原1761番 1 先から 朝倉郡東峰村大字小石原1744番 1 先まで

福岡県告示第131号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等（令和 7 年 2 月農林水産省告示第245号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属する朝倉市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 7 年 2 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

朝倉市役所

大隈 賢一郎

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 7 年 2 月農林水産省告示第245号によること。

福岡県告示第132号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等（令和 7 年 2 月農林水産省告示第248号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属する北九州市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 7 年 2 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

北九州市役所

中村 竹次郎、西村 熊藏、西尾 常藏、節丸 彦次郎、岸本 種藏、末永 峯藏、内田 喜久七、宮本 類藏、小崎 島吉、石井 又藏、西村 弥作、節丸 嘉吉郎、末永 辰藏、福寿総業株式会社、交洋工業株式会社、岡原 忠弘、綿貫 雅代、磯部 平一、園本 梅吉、江口 善六、谷岡 秀雄、瀬藤 真人、瀬藤 博憲、山口 敏昭、出畑 市次郎、久禮 篠吉、門司金融無盡株式会社

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年2月農林水産省告示第248号によること。

福岡県告示第133号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等（令和7年2月農林水産省告示第249号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属する北九州市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

北九州市役所

中山 熊藏、園本 勇吉、吉田 英雄、永沼 利夫、平田 美代治、下田 健吉、石橋 孝、金丸 美保子、和田 亀吉、藤田 シマ、末富 健治、藤村 勝次郎、梶山 善作、岩男 政司、神内 義晴、瀬々 アサノ、平田 三代吉、三藤 重三郎、鍋島 六藏、新富 乙松、大下 清松、石橋 金藏、平田 三代藏、中村 團之助、大下 磯吉、西田 林之助、平田 秀吉、大下 源吉、山村 由松、磯部 佐市、出畑 市次郎、園本 梅吉、磯部 兼吉、磯部 久藏、磯部 秀吉、中山 源藏、中山 力藏、園本 清次郎、磯部 甚之丞、藤田 義右衛門、三輪 祐吉、堤 定吉、久禮

久吉、濱井 房吉、松尾 大吉、小倉 伊藏、中川 洸治、中川 竹造、平田 茂喜、田中 キクノ、鍋島 六藏、久禮 篠吉、門司金融無盡株式会社、佐伯 福義、下田 百合吉、下村 萬吉、尾崎 武雄、永江 義情、牧田 肥佐雄、磯部 吉之丞、中山 リキ、大森 完二、岩谷 保、徳山 義忠、磯部 菊藏、岡原 宗一、磯部 佐吉、磯部 安之助、磯部 房吉、下野 キクヨ、林田 順吉、松川 曠、大森 彦七、中山 亨一、中山 総次郎、磯部 平一、中山 總次郎、中山 リキ、田中 キクノ、諸岡 平助、堤 勘吉、野本 清太、野本 ハナコ、一ツ子 政則、園本 作太郎、磯部 儀作、中村 熊藏、藤岡 一壽、松本 九平、西田 幸太郎、堤 新作、橋本 勲、貴布弥社、西方 不二彦、山下 邦子、山下 眞弓、菅 澄世、城土 淑美、村田 知里、岩崎 キミエ、篠原 義人、向井 伸次郎、磯部 登志子、大森 重男、瀬藤 博憲、瀬藤 真人、毛利 光江、若林 英一、堤 信二郎、岡田 政之丞、エルジージャパン株式会社、平田 秀明、清住 作市、矢野 かほる、米田 栄一、磯部 薫、大西 淑子、山内 ミツル、堤 定吉、竹野 明美

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年2月農林水産省告示第249号によること。

福岡県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年2月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	386号	朝倉郡筑前町篠隈185番32先から 朝倉郡筑前町篠隈184番1 先まで

福岡県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女 県 道		田主丸 黒 木 線	前	八女市上陽町上横山4534番 1 先から 八女市上陽町上横山4528番 3 先まで	5.0 ～ 12.3	38.0
			後	八女市上陽町上横山4534番 1 先から 八女市上陽町上横山4528番 3 先まで	7.6 ～ 15.5	38.0

福岡県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 2 月 28 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	田主丸 黒 木 線	八女市上陽町上横山4534番 1 先から 八女市上陽町上横山4528番 3 先まで

福岡県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 2 月 28 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	宮 田 小 竹 線	鞍手郡小竹町大字勝野3075番 2 先から 鞍手郡小竹町大字勝野3253番 6 先まで

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第37条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで大麻取締法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部薬務課に備え置きます。

令和 7 年 2 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 意見を募集しなかった理由
大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第84号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第 4 項第 8 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 審査基準及び標準処理期間の改正日
令和 7 年 2 月 28 日

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第 4 項の規定により次のように公告する

。	
令和7年2月28日	福岡県知事 服部 誠太郎
1 組合の名称	
粕屋町大隈西土地区画整理組合	
2 事業施行期間	
令和5年8月15日から令和10年3月31日まで	
3 施行地区	
糟屋郡粕屋町大字大隈及び大字江辻の各一部	
4 事務所の所在地	
糟屋郡粕屋町大字大隈1110番地1	
5 設立認可の年月日	
令和5年8月1日	
6 変更認可の年月日	
令和7年2月14日	
公告	
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。	
令和7年2月28日	福岡県知事 服部 誠太郎
北九州広域都市計画区域区分の変更（令和7年1月24日北九州市告示第19号）	
公告	
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。	
令和7年2月28日	

福岡県知事 服部 誠太郎	
北九州広域都市計画用途地域の変更（令和7年1月24日北九州市告示第20号）	
公告	
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。	
令和7年2月28日	福岡県知事 服部 誠太郎
北九州広域都市計画地区計画の変更（令和7年1月24日北九州市告示第21号）	
公告	
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。	
令和7年2月28日	福岡県知事 服部 誠太郎
北九州広域都市計画地区計画の変更（令和7年1月24日北九州市告示第22号）	
公告	
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により八女市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。	
令和7年2月28日	福岡県知事 服部 誠太郎
筑後中央広域都市計画汚物処理場の変更（令和7年1月31日八女市告示第23号）	
公告	
測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に	

より、九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（用地測量、基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡県遠賀郡芦屋町、行橋市	令和6年12月18日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、用地測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
遠賀郡芦屋町	令和7年1月10日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構九州支社支店長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（4級基準点測量、3級水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡市早良区室住団地48番他地内	令和7年1月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局関門航路事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（水準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市小倉北区、門司区	令和7年2月5日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新宮町立花口土地区画整理事業準備組合福岡新宮町土地開発合同会社職務執行者から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
新宮町	令和7年1月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量、路線測量、現地測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
うきは市浮羽町新川	令和7年1月24日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
朝倉市柿原	令和7年2月10日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（4級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡県八女市立花町原島地内外	令和7年2月3日から 令和7年3月14日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（空中写真測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
飯塚市、嘉麻市、嘉麻郡桂川町	令和7年1月18日から 令和7年3月21日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年2月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（令和 6 年度地盤沈下観測調査一級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
柳川市（旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の区域）、筑後市、大川市、みやま市、（旧瀬高町、旧高田町の区域）、大牟田市、三潞郡大木町	令和 7 年 1 月 9 日から 令和 7 年 3 月 24 日まで

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 7 年 2 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
糸島市前原、糸島市志摩松隈	令和 7 年 1 月 16 日から 令和 7 年 3 月 21 日まで

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 7 年 2 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（数値図化）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡県糟屋郡志免町及び粕屋町	令和 6 年 9 月 27 日から 令和 7 年 3 月 25 日まで

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 7 年 2 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（数値図化）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡県福岡市西区能古	令和 6 年 10 月 2 日から 令和 7 年 3 月 25 日まで

公安委員会

福岡県公安委員会規則第 6 号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 2 月 28 日

福岡県公安委員会

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成 21 年福岡県公安委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「第 8 条第 3 号」を「第 11 条第 3 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

福岡県公安委員会告示第61号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和7年2月28日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和7年4月24日（木） 午前10時00分から午後5時30分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第62号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和7年2月28日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和7年4月7日（月） 午後1時30分～午後4時30分	行橋市行事三丁目12番1号 行橋警察署 会議室	行橋警察署
令和7年4月18日（金） 午後1時30分～午後4時30分	筑後市大字山ノ井338番地 筑後警察署 会議室	筑後警察署
令和7年4月23日（水） 午後1時30分～午後4時30分	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 教養効果測定

3 注意事項

- 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチ

メートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第63号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和7年2月28日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和7年5月1日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和7年5月15日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和7年5月1日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警

察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料14,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第64号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和7年2月28日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時
令和7年4月27日（日）午前9時00分から午前12時00分までの間
- (2) 講習会の場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者
- 2 講習の科目
- (1) クロスボウの所持に関する法令
- (2) クロスボウの使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定
- 3 注意事項
- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第65号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則（令和7年福岡県公安委員会規則第6号）を制定したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和7年2月28日

福岡県公安委員会

- 1 意見公募手続を実施しなかった理由
- 当該改正は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号）等が制定されたことに伴い、所要の規定の整理をしたものであるが、その内容は、

法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の施行の日

令和7年3月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課許可等事務担当室銃砲火薬係に備え置く。

福岡県公安委員会告示第66号

猟銃等講習会、クロスボウ講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月28日

福岡県公安委員会

猟銃等講習会、クロスボウ講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程の一部を改正する告示

猟銃等講習会、クロスボウ講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程（平成21年12月福岡県公安委員会告示第361号）の一部を次のように改める。

第3条中「第17条第2項、第19条の2第2項及び第29条第1項」を「第21条第2項、第24条第2項及び第36条第1項」に改める。

第5条第1項の表中

おおむね隔月1回	福岡県内のいずれかの警察署
おおむね月2回	

を

おおむね隔月1回	福岡県警察本部又は福岡県内のいずれかの警察署
おおむね月2回	

に改める。

第7条第1項中「第17条第3項」を「第21条第3項」に改め、同条第2項中「第19条

の 2 第 3 項」を「第 24 条第 3 項」に改め、同条第 3 項中「第 29 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に改める。

第 8 条第 3 項中「第 18 条」を「第 22 条」に改める。

第 8 条の 2 第 3 項中「第 19 条の 3」を「第 25 条」に改める。

第 9 条第 3 項中「第 30 条」を「第 37 条」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

福岡県公安委員会告示第 67 号

道路交通法第 51 条の 13 第 1 項第 1 号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成 16 年国家公安委員会規則第 23 号）第 6 条の規定により公示する。

令和 7 年 2 月 28 日

福岡県公安委員会

1 駐車監視員資格者講習の期日、時間及び場所

講 習 期 日		講 習 時 間	講 習 場 所
講 義	令和 7 年 4 月 23 日（水）及び 同 年 4 月 24 日（木）の 2 日間	午前 9 時 00 分 ） 午後 5 時 30 分	福岡市博多区吉塚本町 13 番 55 号 博多サンヒルズホテル
修 了 考 査	令和 7 年 5 月 1 日（木）	午前 9 時 00 分 ） 午後 0 時 00 分	

2 申込み受付期間

令和 7 年 2 月 28 日（金）から令和 7 年 4 月 8 日（火）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。）の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

3 申込み場所

福岡県警察本部交通部交通指導課放置違反金収納センター及び福岡県内の警察署（交番、駐在所等では受理しない。）

4 申込みに必要な書類等

(1) 駐車監視員資格者講習受講申込書 1 通

上記申込み場所で交付を行うほか、福岡県警察ホームページからも印刷可能

(2) 写真 1 枚（6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3 cm×横 2.4 cm 大）

(3) 運転免許証、パスポート等の身分証明書

5 講習受講手数料

20,000 円（申込み時に福岡県領収証紙により納付）

6 申込み要領等

(1) 受講申込みは、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入した駐車監視員資格者講習受講申込書を持参の上、受講者本人が行うこと。

代理人が受講申込みを行うこともできるが、その場合は、受講者本人の委任状及び受講者の身分証明書の写しを併せて持参すること。

(2) 受講可能人員は 30 人であるので、申込み期間中であっても、定員に達したときは、申込み受付を締め切る場合がある。

(3) 申込み受付後、福岡県警察本部交通部交通指導課から受講者宛に駐車監視員資格者講習受講票を郵送する。

7 留意事項

(1) 講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付申請の際に、道路交通法第 51 条の 13 第 1 項第 2 号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

(2) 上記(1)に規定する欠格事由

ア 18 歳未満の者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第 119 条の 2 の 4 第 2 項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

エ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則（平成 16 年国家公安委員会規則第 23 号）第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うお

それがあると認めるに足る相当な理由がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

(3) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

8 その他

- (1) 受講者は、講習期間中、筆記具及び駐車監視員資格者講習受講票を必ず持参すること。
- (2) 講習会場への自家用車による来場を禁止する。
- (3) 講習の詳細については、福岡県警察本部交通部交通指導課（駐車管理係）に問い合わせること。（電話092-641-4141内線5295）

福岡県公安委員会告示第68号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法第11条第5項に基づく猟銃若しくは空気銃若しくはクロスボウの所持許可の取消し又は当該許可を一部の用途が当該許可に含まれないものに変更することに係る処分基準（案）について、令和7年1月9日から同年2月8日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和7年2月28日

福岡県公安委員会

1 処分基準の題名

猟銃若しくは空気銃若しくはクロスボウの所持許可の取消し又は当該許可の一部の

用途を当該許可に含まれないものに変更することに係る基準（法第11条第5項）

2 処分基準の改正の日

令和7年3月1日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったが、文言の一部を整理の上、処分基準の改正をすることとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第69号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく審査基準の一部を改正したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和7年2月28日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号）等が制定されたこと等に伴い、所要の規定の整理をしたものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 審査基準の改正の日

令和7年3月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課許可等事務担当室銃砲火薬係に備え置く。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第1項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公告

福岡県（警察官A（男性）・警察官A（女性）・警察官A（武道指導）・警察官B（男性）・警察官B（早期採用男性）・警察官B（女性）・警察官B（早期採用女性）・警察官C・警察官社会人経験者A・警察官社会人経験者B）採用試験を別表のとおり施行する。

令和7年2月21日

福岡県人事委員会委員長 馬 場 貞 仁

令和7年度福岡県警察官採用試験

回数	試験の種類	受験資格	試験日		試験種目	試験地	合格発表		受付期間	受験案内等の配布場所	試験の申込先	試験の特例等	その他										
	試験区分						発表日	発表の方法															
214	警察官 A (男性)	平成7年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業 者又は大学を令和8年3月 までに卒業見込みの者	第1次	5月11日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬	令和7年3月18日から 令和7年4月22日まで	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例① 第214回警察官A（男性）及び第218回警察官B（男性）に限り、第1志望又は第2志望として次の都府県を選択することができる。 千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県 特例② 第214回警察官A（男性・女性）と第216回警察官C、第217回警察官A（男性・女性）と第219回警察官Cにおいて、それぞれの受験資格を有する者は、双方の受験申込みを行い、受験することができる。この場合、共通する試験種目の試験結果を兼用することができる。	これらの試験の問合せは、福岡県警察本部警務課に行うこと。 各試験の詳細については、別に受験案内を交付する。										
				5月6月下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市																	
			第2次	6月7月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬															
	警察官 A (女性)	平成7年4月2日以降に生まれた女性で、大学の卒業 者又は大学を令和8年3月 までに卒業見込みの者	第1次	5月11日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬						令和7年3月18日から 令和7年4月22日まで	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例① 第214回警察官A（男性）及び第218回警察官B（男性）に限り、第1志望又は第2志望として次の都府県を選択することができる。 千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県 特例② 第214回警察官A（男性・女性）と第216回警察官C、第217回警察官A（男性・女性）と第219回警察官Cにおいて、それぞれの受験資格を有する者は、双方の受験申込みを行い、受験することができる。この場合、共通する試験種目の試験結果を兼用することができる。	これらの試験の問合せは、福岡県警察本部警務課に行うこと。 各試験の詳細については、別に受験案内を交付する。					
				5月6月下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市																	
			第2次	6月7月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬															
	警察官 A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①平成7年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業 者又は大学を令和8年3月 までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第1次	5月11日	教養試験 論文試験 体力検査 実技試験 人物試験 身体測定	福岡市	第1次	6月中旬											令和7年3月18日から 令和7年4月22日まで	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例① 第214回警察官A（男性）及び第218回警察官B（男性）に限り、第1志望又は第2志望として次の都府県を選択することができる。 千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県 特例② 第214回警察官A（男性・女性）と第216回警察官C、第217回警察官A（男性・女性）と第219回警察官Cにおいて、それぞれの受験資格を有する者は、双方の受験申込みを行い、受験することができる。この場合、共通する試験種目の試験結果を兼用することができる。	これらの試験の問合せは、福岡県警察本部警務課に行うこと。 各試験の詳細については、別に受験案内を交付する。
			第2次	6月7月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬															

第 回	警察官B (早期採用男性)	平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた男性 ただし、大学の卒業者又は大学を令和8年3月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く。	第1次	5月11日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	6月中旬
				5月6月 月下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	6月7月 月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬
215	警察官B (早期採用女性)	平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた女性 ただし、大学の卒業者又は大学を令和8年3月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く。	第1次	5月11日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	6月中旬
				5月6月 月下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	6月7月 月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬
第 回	警察官C 経済学 語学(英語) 語学(中国語) 語学(韓国語) 情報工学	次のいずれかに該当する者 ①平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 ②平成16年4月2日以降に生まれた者で大学の卒業者又は大学を令和8年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月11日	教養試験 専門試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬
				5月6月 月下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	6月7月 月下旬	専門試験 人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬

第 回	警察官 A (男性)	平成 7 年 4 月 2 日以降に生 まれた男性で、大学の卒業 者又は大学を令和 8 年 3 月 までに卒業見込みの者	第 1 次	9 月 21 日	教養試験 作文試験	福岡市	第 1 次	10 月 下 旬	福岡県警察 採用サイトに掲 載 す る。最終合格者 には書面で 通知する。	令和 7 年 7 月 31 日から 令和 7 年 8 月 28 日まで
				10 10 月 月 上 下 旬 旬 ゝ	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市				
			第 2 次	11 11 月 月 中 下 旬 旬 ゝ	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最 終	12 月 下 旬		
	警察官 A (女性)	平成 7 年 4 月 2 日以降に生 まれた女性で、大学の卒業 者又は大学を令和 8 年 3 月 までに卒業見込みの者	第 1 次	9 月 21 日	教養試験 作文試験	福岡市	第 1 次	10 月 下 旬		
				10 10 月 月 上 下 旬 旬 ゝ	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市				
			第 2 次	11 11 月 月 中 下 旬 旬 ゝ	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最 終	12 月 下 旬		
	警察官 A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①平成 7 年 4 月 2 日以降に 生まれた者で、大学の卒業 者又は大学を令和 8 年 3 月 までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又 は剣道の段位が 3 段以上の 者で、全日本柔道連盟又は 全日本剣道連盟等が行う競 技会において一定の成績を あげた者	第 1 次	9 月 21 日	教養試験 論文試験 体力検査 実技試験 人物試験 身体測定	福岡市	第 1 次	10 月 下 旬		
			第 2 次	11 11 月 月 中 下 旬 旬 ゝ	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最 終	12 月 下 旬		

第 回	218	警察官B (男性)	平成7年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた男性 ただし、大学の卒業者又は大学を令和8年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月21日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	10月下旬
				第2次	10月上旬 10月下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市	最終	12月下旬
					11月中旬 11月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		
		警察官B (女性)	平成7年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた女性 ただし、大学の卒業者又は大学を令和8年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月21日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	10月下旬
					10月上旬 10月下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
				第2次	11月中旬 11月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬
第 219 回	警察官C 語学 (英語) 語学 (中国語) 語学 (韓国語) 情報工学	次のいずれかに該当する者 ①平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 ②平成16年4月2日以降に生まれた者で大学の卒業者又は大学を令和8年3月までに卒業見込みの者	第1次	9月21日	教養試験 専門試験 論文試験	福岡市	第1次	10月下旬	
				10月上旬 10月下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市			
			第2次	11月中旬 11月下旬	専門試験 人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬	

第 220 回	警察官社会人 経験者 A	次のいずれにも該当する者 ①平成2年4月2日以降に 生まれた者で、大学の卒業 者又は大学を令和8年3月 までに卒業見込みの者 ②令和7年6月末日現在民 間企業等における職務経験 を2年以上有する者	第 1 次	9 月 21 日	基礎能力試験 論文試験	福岡市	第 1 次	10 月 下 旬										
			第 2 次	10 10 月 月 上 下 旬 旬 }	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市												
				11 11 月 月 中 下 旬 旬 }	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市												
第 221 回	警察官社会人 経験者 B	次のいずれにも該当する者 ①平成2年4月2日から平 成20年4月1日までに生 まれた者ただし、大学の卒 業者又は大学を令和8年3 月までに卒業見込みの者を 除く。 ②令和7年6月末日現在民 間企業等における職務経験 を2年以上有する者	第 1 次	9 月 21 日	基礎能力試験 論文試験	福岡市	第 1 次	10 月 下 旬										
			第 2 次	10 10 月 月 上 下 旬 旬 }	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市												
				11 11 月 月 中 下 旬 旬 }	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市												

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。

(注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。

(注3) 警察官社会人経験者A採用試験及び警察官社会人経験者B採用試験の「民間企業等における職務経験」とは、会社員、公務員、自営業者として6ヶ月以上継続して就業すること（1週間の所定労働時間が30時間以上のものに限る。）その他人事委員会が認めるものをいう。

(注4) 第1次試験における「体力検査」、「人物試験」及び「身体測定」は、警察官A（武道指導）及び警察官Cを除き、教養試験または基礎能力試験において一定の基準を満たした者についてのみ実施する。

(注5) 第1次試験における「論文試験」及び「作文試験」は、第2次試験で判定する。

(注6) 上表中「柔道又は剣道の段位」とは、講道館又は全日本剣道連盟が認定する柔道又は剣道の段位をいう。

(注7) 上表中「全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者」とは、次のいずれかの成績をあげた者をいう。

種別	競 技 会	成 績	種別	競 技 会	成 績
柔道	全国高校総合体育大会	個人・出場	剣道	全国高校総合体育大会	個人・出場
		団体・出場			団体・出場
	全日本ジュニア柔道体重別選手権大会	個人・出場		全国高校剣道選抜優勝大会	団体・出場
	国民体育大会	団体・出場		国民体育大会	団体・出場
	金鷲旗高校柔道大会	団体・8位以内		玉竜旗高校剣道大会	団体・16位以内
	高校柔道大会（九州、関東など）	個人・4位以内		高校剣道大会（九州、関東など）	個人・8位以内
	ジュニア柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内		都道府県高校剣道大会	個人・8位以内
	都道府県高校柔道大会	個人・2位以内		全日本剣道選手権大会	個人・出場
	国際大会（全日本柔道連盟が全日本の強化選手を指名し、派遣する大会）	個人・出場		全日本学生剣道選手権大会	個人・32位以内
	全日本柔道選手権大会	個人・出場		全日本学生剣道優勝大会	団体・出場
	全日本選抜柔道体重別選手権大会	個人・出場		西（東）日本学生剣道大会	団体・16位以内
	講道館杯全日本柔道体重別選手権大会	個人・出場		学生剣道優勝大会（九州、関東など）	団体・16位以内
	全日本学生柔道優勝大会	団体・16位以内		学生剣道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内
	全日本学生柔道体重別選手権大会	個人・8位以内			
	全日本学生柔道体重別団体優勝大会	団体・16位以内			
	柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内			
	学生柔道優勝大会（九州、関東など）	団体・4位以内			
	学生柔道体重別選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内			